

立正大学公的研究費等納品検収に関する申し合わせ

平成28年2月17日

内規第368号

第1条 この申し合わせは、立正大学における公的研究費等取扱規程第15条第4項にもとづき公的研究費等の納品検収について定めることを目的とする。

第2条 物品の検収は、原則として証憑書類と物品・役務の成果を突合することとし、研究推進・地域連携課で行う。

2 物品の納品先が学外の場合で、かつ大きさ重さ等の理由により大学での検収が難しい場合、写真等により検収に代えることができる。ただし、取引内容に鑑み必要性がある場合、事後確認を行う。

3 出張先で購入使用する消耗品等やむをえない場合、証憑書類により検収に代えることができる。

第3条 納品内容の確認に専門的な知識を要する特殊な役務の成果（プログラム・データベース等）については、経理部長が取引内容に鑑み必要性があると認めるときは、内部監査委員会の審議を経て、専門的な知識を有する第三者にその確認を委託する。

第4条 削除

第5条 この申し合わせに関する事務は、研究推進・地域連携課が行う。

第6条 この申し合わせの改廃は、役員会の議による。

附 則

この申し合わせは、平成28年2月17日から施行する。

令和5年12月6日改正、令和5年12月25日施行